

障発0803第2号
令和2年8月3日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「療育手帳の書換えについて」の廃止について

知的障害者に係る航空旅客運賃の割引に関する取扱いについては、「障害者に対する航空旅客運賃の割引について」（平成30年9月21日障発0921第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「療育手帳の書換えについて」（平成3年9月24日児発第810号厚生省児童家庭局長通知。以下「書換え通知」という。）において、周知しているところである。

知的障害者への航空旅客運賃割引については、現状、療育手帳そのものや療育手帳に記載の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の「第1種」「第2種」の提示をもって受けられることから、今般、「書換え通知」で示されている療育手帳における当該割引に係る押印の取扱いを廃止することとした。

これに伴い、「書換え通知」は令和2年8月3日をもって廃止することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行に特段の御協力をお願いする。

なお、既に交付されている療育手帳や、現に書換え申請を受け付けたものについて、なお従前の例により「書換え通知」で示された取扱いをすることを妨げるものではないことを申し添える。

また、今般の措置については、国土交通省と協議済みであることを申し添える。